

第2弾!

とわだ 応援

期間延長



プレミアム付商品券

令和4年

1月17日より販売開始!

2月28日まで利用期間延長!



大型店を含む全取扱店で利用



大型店以外の中小取扱店のみで利用

13,000円分を  
[1,000円商品券×13枚綴]

10,000円で販売

販売期間

令和4年1月17日(月)～令和4年2月10日(木)(土日を除く)

※商品券が無くなり次第終了します。

※令和3年12月31日から令和4年1月16日までは販売を休止します。

販売場所

十和田市内の取扱郵便局 (14 郵便局)

※詳しくは、裏面の取扱郵便局一覧をご覧ください。

購入対象

どなたでも購入可能

購入限度

1回の購入につき3冊まで

※購入引換券や身分証明書等の提示は不要です。

利用期間

令和4年2月28日(月)まで延長

※商品券には、利用期間が令和4年1月31日(月)までと記載されておりますが、令和4年2月28日(月)までご利用いただけます。

※十和田市マイナンバーカード取得促進事業で進呈した商品券も含まれます。

※この利用期間の延長に伴うマイナンバーカード取得促進事業の進呈対象者の条件変更はございません。



詳しくは  
ホームページをご覧ください

[https://www.towada.or.jp/  
premium2021/](https://www.towada.or.jp/premium2021/)



販売場所ではマスク着用  
や間隔確保などにご協力  
ください。

※商品券の購入については  
裏面をご覧ください

商品券事業について  
商品券購入・利用について

十和田市 農林商工部 商工観光課 TEL.0176-51-6773  
十和田商工会議所 TEL.0176-24-1111

第2弾!

# とわだ応援 プレミアム付商品券



## プレミアム付商品券の購入について

- 1回に購入できるのは3冊までです。
- 購入引換券や購入者の身分証明証等の提示は不要です。
- 商品券が無くなり次第終了となります。  
また、郵便局によって売り切れの場合もございますので、事前に公式ホームページで在庫状況をご確認の上お買い求めください。
- 商品券購入時は領収書の発行はいたしません。

## 取扱郵便局一覧

郵便局名(住所)	販売時間	郵便局名(住所)	販売時間
十和田郵便局 (十和田市西二番町3-4)	9:00~19:00	焼山郵便局 (十和田市奥瀬栃久保11)	9:00~17:00
奥瀬郵便局 (十和田市奥瀬中平75-11)	9:00~17:00	陸奥沢田郵便局 (十和田市沢田田屋6-15)	9:00~17:00
藤坂郵便局 (十和田市相坂白上280-25)	9:00~17:00	切田郵便局 (十和田市切田平林91-2)	9:00~17:00
大深内郵便局 (十和田市洞内後野19-3)	9:00~17:00	十和田穂並町郵便局 (十和田市穂並町3-8)	9:00~17:00
十和田湖郵便局 (十和田市奥瀬十和田湖畔休屋486)	9:00~17:00	十和田西二十二番郵便局 (十和田市西二十二番町10-1)	9:00~17:00
四和郵便局 (十和田市米田向町198)	9:00~17:00	十和田大学前郵便局 (十和田市東二十二番町25-22)	9:00~17:00
深持郵便局 (十和田市深持林21-4)	9:00~17:00	十和田元町郵便局 (十和田市元町東2-1-48)	9:00~17:00

## とわだ応援プレミアム付商品券について

とわだ応援プレミアム付商品券は、取扱加盟店各店舗で利用期間内に限りご利用いただけます。  
商品券の利用対象にならないもの

- ①商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券(図書カード)、金券等の換金性の高いもの
- ②たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨取扱加盟店が独自で利用対象外商品と定めたもの
- ⑩その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

### その他留意事項

- ①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②商品券による購入後の返品はできません。
- ③商品券は現金との交換・両替はできません。
- ④額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
- ⑤不足分は現金で支払ってください。
- ⑥利用期間を過ぎた商品券は利用できません。
- ⑦商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。
- ⑧商品券が破損・汚損した場合、2/3以上の面積が確認できるものは使用できます。  
但し、極端に汚損しているものは使用できない場合があります。